

8B-1 NO. 16

GAa1/1

労働省婦人少年局

# 年少労働の現状

昭和34年8月



労

女性と仕事の未来館



00737840



目 次

## 年少労働の現状

### 一、年少労働者数

- (1) 一四歳～一七歳労働力人口 ..... 一一一
- (2) 一四歳～一七歳就業状況 ..... 三三三
- (3) 適用事業場に働く年少者 ..... 四四四

### 二、年少者の就職状況

- (1) 中学校卒業者の就業状況 ..... 一六六
- (2) 新規中学校卒業者の職業紹介状況 ..... 一七一
- (3) 新規中学校卒業者の県外就職状況 ..... 一〇九
- (4) 親または片親を欠く生徒の就職状況 ..... 一三一
- (5) 年少労働者の離職状況 ..... 一三一

### 三、年少労働者の労働条件

- (1) 年少労働者の労働時間と休日 ..... 一三四
- (2) 年少労働者の賃金 ..... 一四四

### 四、年少労働者の保護状況

- 一六一
- 一四一
- 一三一
- 一三一
- 一一一

(1) 年少労働者に関する労働基準法違反状況	一六
(2) 年少労働者の労働災害	一七
(3) 週休制の実施状況	一八
<b>五、年少労働者の教育訓練</b>	
(1) 年少者の職業訓練	一九
(2) 私企業での年少労働者の教育	二二
(3) 年少労働者の私生活での勉学状況	二三
<b>六、年少労働者と福祉</b>	
(1) 福祉施設の設置状況	一四
(2) 福祉増進の状況	一四
(3) 年少労働者福祉員の活動状況	一五
<b>七、その他</b>	
(1) 義務教育課程における長期欠席就労児童	一八
(2) 檢査状況からみたわゆる人身売買	一七
(3) 少年犯罪と年少労働者	三〇
都道府県別、規模別、労働基準法適用事業場年少労働者数	三三

# 一、年少労働者数

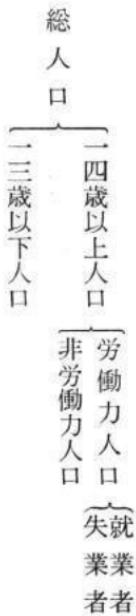
## (1) 一四歳～一七歳労働力人口

総理府統計局の「労働力調査」(昭和三十三年一月)によると、一四歳～一七歳(き)労働力人口は二五二万人です。「1図参照」これは一四歳～一七歳の人口七七六万人に対し三一・五% (一四歳～一七歳労働力率) であり、更に総労働力人口の中に占める割合は五・六% (構成比) となっています。

一四歳～一七歳労働力人口は前年(昭和三十二年一月)の二八三萬人に比べ三一萬人の減少を示し、労働力率を比べると四・三%の減少を示し、またその構成比をとつてみてもやはり〇・七%の減少を示しています。戦後の推移をみてきますと、一四歳～一七歳労働力人口は漸次減少の傾向をたどっています。「2図参照」

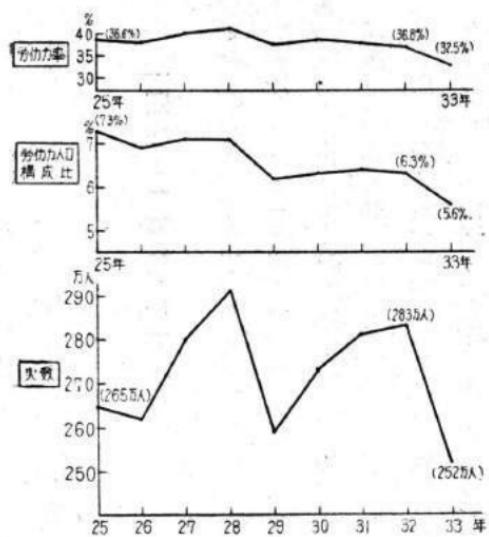
つぎに男女別にみると、男子は一三五万人、女子は一一八万人で男子の方が五三・五%と稍々多くなっています。これを前年と比較しますと、男女共におのおの八万人と二一万人の減少で女子の減少が目立ちます。

(註) 労働力人口とは現に仕事を得て働いている人、即ち就業者と働く意志と能力をもち求職活動をしていながら仕事につけない人、即ち失業者の合計



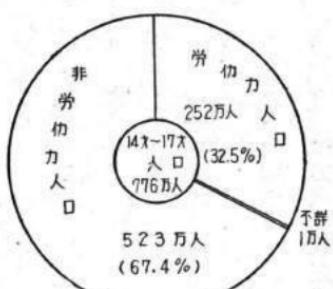
一四歳～一七歳の非労働力人口は五三三万人です。非労働力人口は家事従事者、通学者、病人、廢疾者等からなつ

[2図] 14才～17才労働人口の推移



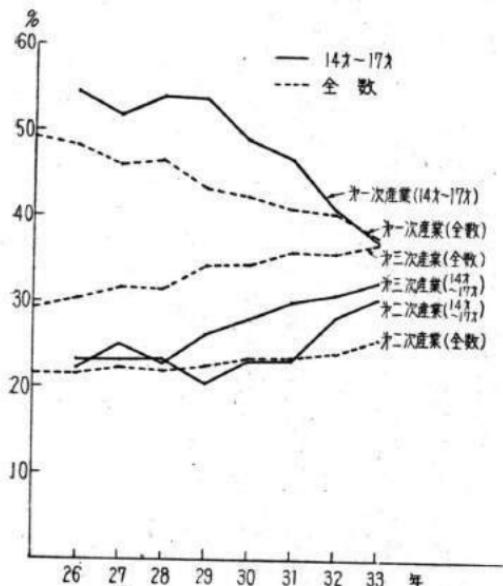
総理府統計局調

[1図] 14才～17才労働人口



総理府統計局調  
(昭和33年)

[4図] 産業別就業構成の推移



総理府統計局調

[3図] 産業部門別  
14才～17才就業者



総理府統計局調  
(昭和33年)

ていますが、一四歳～一七歳非労働力人口は主に通学者で占められています。さきに述べたように、一四歳～一七歳の年齢層では、年々労働力人口が減少し、非労働力人口の占める割合が増加の傾向を示していますが、これは一般に生活水準が向上したことなどにより通学者が増加していることや、雇用需要を上回る生産年齢人口の急激な増大により、家事従事者等の形としてあらわれてきていること、更に教育水準の向上などが考えられます。ちなみに高等学校通常課程生徒数は五年前の昭和二八年度には一九五万一千人であつたものが昭和三三年度には五六万六千人増加し二五一万七千人となっています。また、中学校卒業者のうち進学者の占める割合は、年々増加しており、昭和二八年三月卒業者は一七四万七千人で、その四三・九%の七六万七千人が進学していたのに、昭和三三年三月卒業者、一八九万六千人では、その五〇・六%の九六万人が進学しています。

## (2) 一四歳～一七歳就業状況

前に述べた一四歳～一七歳の労働力人口は就業者二四七万人と、失業者略々五万人からなっています。

このうち就業者についてみますと、第一次産業（農林、水産業）に三七・二%（九二万人）、第二次産業（鉱業、製造業、建設業）に三〇・四%（七五万人）、そして第三次産業（商業、サービス業、運輸通信業、公務等）では三三・四%（八〇万人）という構成になっています。  
〔3図 参照〕

これを全就業者の産業構成と比較してみると、その順位は、共に同じで第一次産業が最も多く、ついで、第三次産業、第二次産業となっています。但し一四歳～一七歳就業者は第二次産業では、全就業者の場合よりかなり高率を示し、第一次産業と、第三次産業では低くなり、とくに第三次産業ではその開きが大きくなっています。  
〔4図 参照〕就業構成の推移をみてみると、第一次産業に働くもの割合は次第に減少し、昭和二六年当時とくらべ全就業者の場合では一〇・七%、一四歳～一七歳就業者の場合では一七・一%の減少となっている反面、第二次、第三次産業で

は共に漸増の傾向をみせ、第二次産業では、それぞれ四・一%と七・一%、第三次産業では六・六%と九・九%の増加を示しています。とくに一四歳～一七歳就業者の方が顕著な変化をみせていました。つまり、あらたに生産年齢に達した若い人々が原始産業以外の産業部門に入つてゆく割合が年々増加していることで経済発展の段階を示しているものと云えましょう。

年齢別に就業者数をみると、一四歳のものが二六万人、一五歳のものが四八万人、一六歳では八〇万人、一七歳になりますと九四万人と年齢が高くなるに従つて就業者数が多くなっています。一四歳で働いている二六万人は、学齡児童生徒であり、繁忙期の農漁業従事、あるいは子守、新聞配達、牛乳配達、ゴルフキャディ、売子、映画演劇の子役等に学業の余暇をさいて従事するものです。

### (3) 適用事業場に働く年少者数

いままでは雇用関係の有無にかかわりなく、就業者全体について述べてきましたが、ここでは、労働基準法の適用を受ける事業場に働いている者、つまり雇われて働いている者（家事使用人を除く）だけについてみると、労働基準局の調べ（昭和三四年一月一日現在）によれば一八歳未満のものは一〇〇万人で適用事業場総労働者の六・八%に当ります。

これを業種別に年少労働者数の多いものからみると、工業部門が最も多く七〇万人で次が商業の一九万人です。接客・娯楽業に二万人、保健・衛生関係に一万九千人、交通業に一万八千人、土建業が一万七千人になっています。工業部門について更に詳しくみますと、紡織業が最も多く一〇万人、次が機械器具工業で一七万六千人、金属工業に七万人、食料品工業に四万九千人の順になっています。〔5図参照〕しかし、年少労働者の占める割合の高い業種からあげますと、自動車業（三七・二%）、映画・演劇・興行（三三五%）、紡織業（一九・五%）、衣服及び身廻品製造業

(一七・八%)、機械器具工業(一〇・五%)、商業(一〇・一%)でこれらは平均の六・八%にくらべずつと高率を示しています。

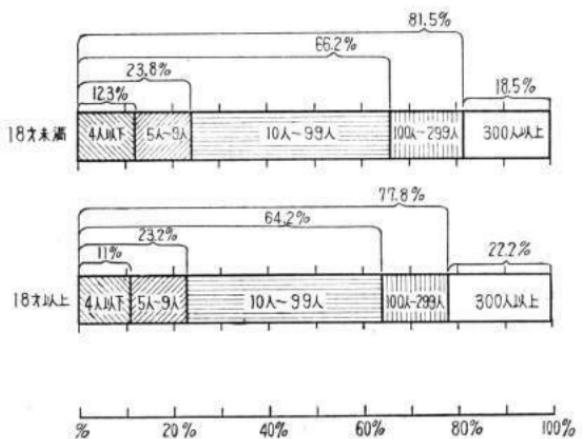
つぎに事業場の規模別に年少労働者の分布状況をみると、労働者三百人以上の規模の事業場に働いている年少者は一八・五%にすぎません。一〇〇人未満の規模の事業場に働いているものが六六・二%を占め一〇人未満の小規模の事業場では二三・八%です。更に五人未満の零細規模の事業場には一二・三%の年少者が働いています。一八歳以上の成人労働者の規模別分布状況をみると三百人以上の規模の事業場に働くものが二三・一%あり、一〇〇人未満の

[5図] 業種別適用事業場に働く年少者数



労働基準局調  
(昭和34年1月1日現在)

[6図] 適用事業場の規模別年少労働者の割合



労働基準局調  
(昭和34年1月1日現在)

規模の事業場には六四・一%、一〇人未満の事業場では二三・二%、五人未満では一-%であります。これにくらべると年少労働者のほうが中小企業に働く率が高くなつてゐることがわかります。[6図参照] 労働者五人未満の規模の事業場は、特別な場合を除き一般には健康保険法や厚生年金保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法の適用を受けません。従つて年少労働者の一二・三%、一二万人余りは右のような法律による保護をうけられない場合が多いといえましょ。

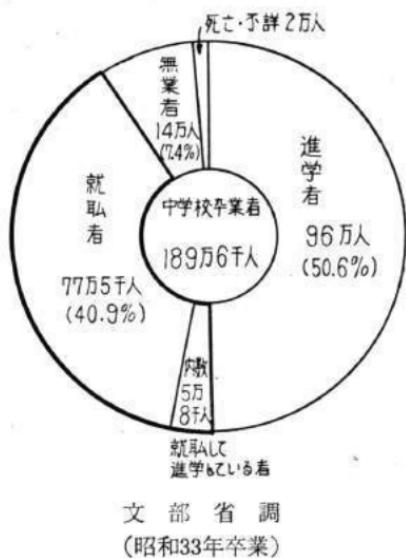
次に前年と比較してみると年少労働者数は八万六千人増加しています。これらは主に、工業部門(六万人)、商業部門(二万余人)、接客、娯楽業、交通業、などに吸収されています。工業部門での増加は紡織業を除く全般に亘つてみられます。

## 一、年少者の就職状況

### (1) 中学校卒業者の就業状況

文部省の調べによりますと昭和三三年三月に中学校を卒業した生徒数は一八九万六千人です。このうち四〇・九%の七七万五千人が雇用労働者、或いは家業從事者として就業しています。[7・8図参照] これら就業者の男女の構成比をみますと男子が五三%で女子よりもやや多くなつています。次に産業別にみると、最も多いのが製造業(四七・一%)で次が農業(一八%)、卸・小売業(一三・四%)、サービス業(一〇・九%)となつていています。製造業にて更に詳しくみると、繊維業(九%)は不況の中であつてもなお最も多く、衣服、その他の繊維製品製造業(五・四%)、と共に低年齢層を多く使用し、ついで金属製品製造業(五・三%)、機械製造業(五%)、食料品製造業(三・二)

〔7図〕 中学校卒業者の卒業後の状況



〔8図〕 中学校卒業者の産業部門別就職者数(自営業、家業従事者を含む)



## (2) 新規中学校卒業者の職業紹介状況

% 電気機械器具製造業(21.9%)の順になっています。

前年との対比をみると、就業者は実数で約九万人の減少を示しており、これを卒業生中に占める割合として比較してみると、2.4%の減少となります。産業別では、卸・小売業等第三次産業部門の割合が増加しています。また、第二次産業では若干の減少を示していますが、繊維製品製造業や、食料品製造業等消費財製造部門が生産財製造部門の金属、機械器具製造業等と入れ替つて幾分多くなっていることなどが目につきます。

あらたに中学校を卒業する者で職を求める者には公共職業安定所及び職業安定法第二十五条の三により学校で職業紹介を行っていますが、職業安定局の調べによると、昭和三年三月卒業者については求人六六万八千人、求職者実数四二万九千人で求人が上回っています。しかし就職の決定をみたのは四〇万二千人で採用率六〇・二%就職率(就

職者数に職業訓練所入所

者約二万四千を含む) 九

九・四%になつています。

これら就職者の産業別の割合をみると、最も

多いのが製造業(六九・

五%)で過半数を占めて

おり、卸・小売業(一六

・四%)、サービス業(九

・二%)などがこれにつ

いています。これらの三

産業で求人數、就職者数とも、それぞれ九五・四%、九五・一%を占めています。

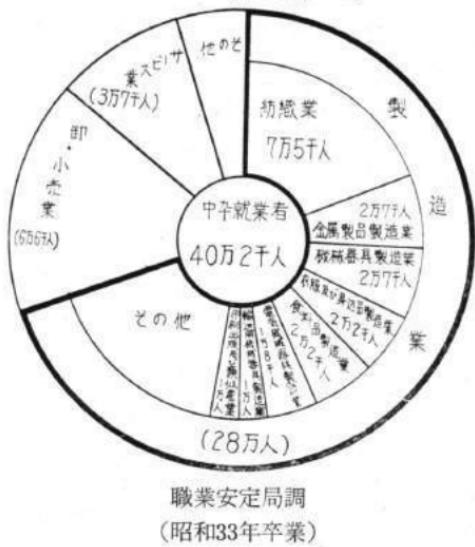
農・林・水産業には求人就職とともに極めて少く就職者は僅か〇・四%にすぎ

ません。製造業について更に詳しくみますと、紡織業(一八・七%)、金属製品製造業(六・六%)、衣服及び身廻品製造業(五・五%)、食料品製造業(五・五%)、電気機械器具製造業(四・五%)の順に

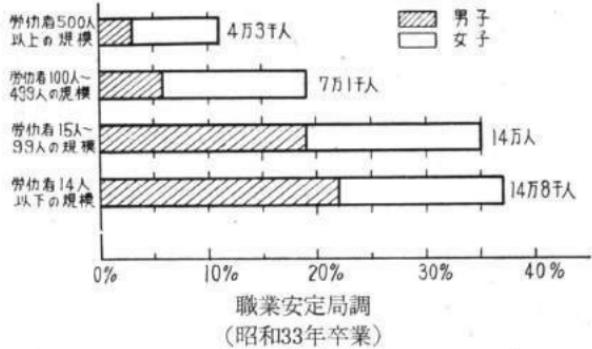
なつています。(9図参照)

次に前年との対比をみると求人、就職共に、それぞれ一・九%と八・一%の減少を示しています。これを産業別にみれば製造業では求人、就職共それぞれ八・五%と一四・九%の減少を示しているがその他では大方増加がみられ実数では卸小売業の増加が最も著しく求人では一万七千人、就職では約八千人の増加がみられます。これらの傾向は

[9図] 中学校卒業者の主な産業別就職状況  
(雇用者のみ)



[10図] 中学校卒業者の規模別就職状況 (雇用者のみ)



経済情勢の反映であり、第二次産業の中でも金属製品製造業、機械器具製造業は求人、就職ともにそれぞれ六・九%と二九・七%と著しく減少していることは景気の後退が影響して、特にこれらの産業において生産規模が縮少したためであります。また紡織業では二五・一%と大巾な減少を示しているのも過大在庫投資、過剰設備に加えて輸出の不振等による繊維業界の不況により操短を実施したことが原因となつていています。しかし、製造業の中でも、食料品製造業、衣服及び身廻品製造業等の直接消費財製造部門では求人就職が一・一%と一九%の増加をみせてているのは、不況の中にあつても国民の消費水準が下らず逆に幾分高くなつていてことなどが原因となつていています。更に不況の影響をあまりまともに受けない第三次産業部門では卸小売業、サービス業が求人・就職ともに前者では一五・四%と一三・八%、後者では一四・四%と九・八%の増加を示しています。

次に事業場の規模別に就職状況をみると労働者一人以下の事業場に就職したものが最も多く三六・八%ついで一五人から九人の事業場で三四・七%となつており、併せて一〇〇人未満の事業場に占める割合は七一・五%となっています。五〇〇人以上の規模になりますと一〇・八%にすぎません。また男女別にみると、全規模では、男子五〇・一%、女子四九・九%でほぼ半数ですが、女子は一〇〇人以上の規模の事業場に占める割合が高く三九・五%で男子一七・四%の一倍余りとなつています。これは紡織業等大規模の事業場に女子の就職が集中するためです。〔10図参照〕

### (3) 新規中学校卒業者の県外就職状況

中学校卒業者は毎年他府県へ多数就職していますが、昭和三三年三月には八万五千人が就職のため故郷を離れていました（公共職業安定所で扱つたもののみで学校扱い分を除く）。これらの就職者の主な需給県をあげますと、需要県としては求人人数の多い東京の四万五千人、愛知の五万一千人、大阪の二万八千人、ついでずつと少く埼玉の六千七百

人、兵庫、岐阜の各県となつています。供給県つまり県外就職者の多い県としては、鹿児島一人万人、新潟五千人、長野、宮崎共に四千八百人、福島四千七百人、長崎四千四百人、その他東北、四国、九州地方の各県は福岡、香川を除きいづれも約二千人が就職しています。このうち女子の県外就職者が多い県は鹿児島七千人、長野、新潟ともに三千五百人、宮崎三千三百人、熊本、福島、長崎、島根の各県が二千人で、これらの県では、女子が紡織業に出稼ぎする慣行となつている場合が多いのです。一方他県に求人する事業場には零細な工場事業場、商店なども多く、この場合労働条件や労働環境などが不適当であるため一般に労働力過剰と云われる中にありながらこの求人に応ずる者が少く充足率を低めています。昭和三三年中学校卒業者について公共職業安定所が扱つた他府県への求人件数は一七万三千人ですが、これに応じ就職したものは八万五千人で充足率は規模平均四九・三%にすぎません。そのうえ、一旦就職したものでも僅かの期間に離職するものが非常に多いことです。昭和三一年三月卒業の新規就職者について職業安定局が調査した結果では従業員四人以下の規模の事業場では就職後一年半の間に四一・九%も離職しています。そこで他府県へ求人する零細企業や商店等がその団体組織を利用し、県外就職者の受け入れ態勢をととのえ、その充足率を高め、離職や、労働移動を防ぐことを目的としてとられたのが集団求人方式（六大都市において昭和三二年三月卒業者より実施）ですが結果において好調を示し、充足率も從前より向上しています。昭和三三年三月卒業者については、実施都府県が三一県になり、その求人団体としては、地域団体（商店連合会など）七二、業種別団体（食糧、美容、理容、織物など四七業種に及んでいる）一八五に増加しています。集団求人方式による求人数は二万二千人で就職者は九千人、充足率は四一・三%でありこの場合、殆んどが零細規模であるにもかかわらず、かなりの効果をあげており、この方式の主旨の普及とともに更に成果をあげるものと思われます。

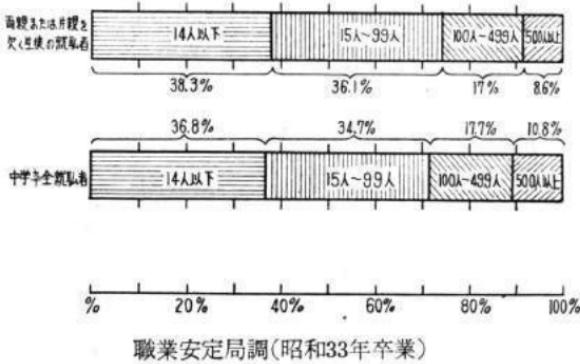
#### (4) 兩親または片親を欠く生徒の就職状況

昭和三十三年三月中学校卒業者のうち、両親または片親を欠く生徒で就職を希望したものは八万七千八五三人でした。このうち就職のできたものは八万七千四四九人でその就職率は九九・五%になり、前年より〇・一%の増加を示しており、中学校卒業新規就職者全体の就職率は前年より〇・三%減少している中で微昇を示しています。これはかつて事業主がこれらの生徒の採用に際しての差別的取扱いが社会問題となつたことから、孤児、母子家庭児童等の就職援護対策がたてられ、積極的な指導、啓発活動の結果とみられ、また公私の団体がこれらの生徒の身許保証制度を実施したことが大きな要因と考えられます。ちなみに昭和三十三年八月末現在、身許保証制度を実施している都道府県は二五、市町村では五、社会福祉団体一〇、民間団体八です。これらの就職者を中学校卒業新規就職者全体の就職状況と規模別に比較すると労働者五〇〇人以上の事業場では二・二%少く一〇〇人～四九九人では〇・七%少く、一五人～九九人の規模になると逆に一・四%多く、一四人以下の規模では一・五%多く、その開きは極めて小さくなっています。  
〔11図 参照〕

## (5) 年少労働者の離職状況

労働統計調査部の労働移動調査によりますと、昭和三一年の常用労働者の離職率（年間）は一五・九%であります。このうち一八歳未満の者の占める割合は九・九%で少くありません。（この調査は建設業、サービス業を除いた労働者三〇人以上の事業場の調査であり小・零細規模は含まれていません）。これらの離職者は勤続一年未満のものが

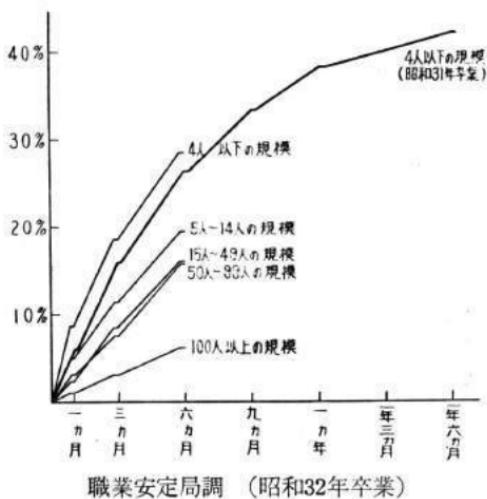
〔11図〕 規模別両親または片親を欠く生徒の就職状況



過半数で五二・九%を占めています。更に一八歳未満の年少者の場合、事業場の規模が小さくなるにつれ離職率が高くなっています。五〇〇人以上の規模では六・五%，一〇〇人より四九九人の規模では一〇・八%，三〇人より九九人では一一・三%となっています。

また、昭和三二年三月中学校卒業の新規就職者について職業安定局が行つた調査によりますと、就職後、ほぼ三カ月目をピークとした早期離職が目立つております。これら離職者は自己退職者が八八・七%で大半を占め、その離職理由としては、採用する時の話と違うというもの、労働条件、労働環境に不満や、問題がある離職した者などが最も多く三六・七%、次が適職でなかつたため、という者が一五・三%で職業についての知識が不充分であつたり、職業選択を誤つた場合も割合多いことを示しています。職場での人間関係がうまくゆかずやめた者は一〇・四%で、これも少くありません。次に離職率をみるとここでも規模が小さくなるにつれて、高くなっています。職後六カ月目の離職率では四人以下の規模の事業場では二八・六%，五人より一四人の規模の事業場では一八・三%，五〇人より九九人の規模の事業場では一四・一%，一〇〇人以上の規模では六%となっています。  
〔12図参照〕

[12図] 中学卒就職者の離職率



### 三、年少労働者の労働条件

#### (1) 年少労働者の労働時間と休日

婦人少年局で実施した年少労働実態調査（昭和三一年五月～七月、製造業を対象として行つたもの）の結果からみますと、一日の（註）所定実労働時間が八時間以下であると回答した事業場は七九・四%、八時間を超えていると回答した事業場は一九・九%ありました。これを規模別にみると労働者一〇〇人以上の規模の事業場では一・二%五〇人～九九人の規模では一七・六%、一〇人未満の規模では四七・二%が八時間を超えており、事業場の規模が小さくなるにつれ所定実労働時間八時間以上の事業場の占める割合が高くなっています。これは一般に中小零細規模事業場の方が大規模にくらべ、機械設備などよりも労働力に依存する度合が大きく労働生産性が低いため、労働時間を長くしなければならないことなどによります。従つて実労働時間もまた規模別による差を示しております。この調査によれば、平均実労働時間は一〇〇人以上の規模では七時間四四分、五〇人～九九人では八時間三分、一〇人～四四人では八時間一三分、一〇人未満では八時間二六分となっています。また、残業の有無（月一回以上）について年少労働者の回答をみると、一〇〇人以上の事業場に働く年少者では一五・一%が残業を行つていますが、一〇〇人未満の規模になりますと三〇%余りで約二倍になつています。

（註） 所定労働時間＝就業規則などに定められた労働時間

実労働時間＝休憩時間をのぞく労働者が実際に労働した時間

労働統計調査部「毎月勤労統計」によりますと、製造業の労働時間の規模別格差は昭和二七年以降ほぼ一定してお

り、昭和三二年の総実労働時間数の規模別格差は五〇〇人以上を一〇〇として一〇〇人～四九九人では一〇三・五三〇人～九九人では一〇六・七、五人～二九人では一〇九・二となっています。このような傾向は製造業に限らず他の産業についても云えることで、中小零細規模の事業場は、大規模の事業場にくらべ労働時間の面で恵まれていないと云えます。

休日についても同じような傾向を示しています。さきの実態調査によれば、週一回休日を与えていると答えた事業場は全体の七七・三%ですが、規模別にみると、一〇〇人以上の事業場では九五・九%で規模が小さくなるに従つて少くなり一〇人未満では六二・六%であります。

年次有給休暇も一〇〇人以上の規模の事業場では九七・七%が「与えている」と答えていますが一〇人未満の規模になりますと、「与えている」と答えたものが四四・七%しかありませんでした。この一〇人未満の規模の事業場に働いている年少者の五八・九%が年次有給休暇を「しない」と答えており、また「ない」と答えたものが二三・四%で、「ある」と答えたものは一八・七%にすぎませんでした。したがつて中小零細企業に働く年少労働者は労働時間、休日ともに劣った条件のもとに働く場合が多いと云えましょう。

## (2) 年少労働者の賃金

中学校卒業者の初任給は、産業別に、また、事業場の規模により、更にまた職種による格差がみられます。労働統計調査部の給与制度特別調査（昭和三二年九月）の結果によりますと、中学校卒業者の初任給は最低一、五〇〇円から、最高は一一、五一八円まで、その開きは非常に大きく平均初任給は五、四五七円であります。これを規模別にみると五、〇〇〇人以上の規模では、六、八五〇円、一、〇〇〇人～四、九九九人の規模では、六、一七三円、五〇〇人～九九九人の規模では五、五一八円、一〇〇人～四九九人の規模では四、九〇八円、三〇人～九九人の規模では

四、六九六円でありこの格差をとると、一、〇〇〇人以上の規模の事業場の賃金を一〇〇として、一〇〇人～四九九人が七七・四、三〇人～九九人では七四・一で規模が小さくなるに従つて低くなっています。しかし、この格差は、全労働者の平均賃金の規模別格差にくらべますとかなり小さいものです。ちなみに労働統計調査部「個人別賃金調査」では、五〇〇人以上の事業の平均賃金（定期給与分）を一〇〇として、三〇人～九九人の規模が七一・七、五人～二九人が五四・二となつております。これはつまり小規模になるほど昇給率が悪いことを示しています。

次に産業別の中学卒平均初任給を「給与制度特別調査」の結果にみますと、最も高いのは金融及び保険業で六、五五九円、次が運輸通信及びその他の公益事業の六、〇二六円、卸売及び小売業の五、四五八円、製造業の五、三七六円となつています。製造業について賃金の高いものからあげると紙及び類似製品製造業の六、四三一円、石油及び石炭製品製造業の六、三九五円、化学工業の六、一二〇七円、第一次金属製造業の六、〇一二円、食料品製造業の五、七一四円であり、最も低いのは家具及び装備品製造業の四、〇一八円、衣服及び身廻り品製造業四、〇二九円などです。

しかし、昭和三三年三月中等卒業の新規就職者についての職業安定局の調べをみると、ここでは前記の給与制度からみた初任給より低くなっています。即ち男子四、八四〇円、女子四、五六〇円で規模別にみると、五〇〇人以上では男子五、七六〇円、女子五、四九〇円、一〇〇人～四九九人では男子五、一八〇円、女子四、八一〇円であり、一五人～九九人の規模では男子四、七二〇円、女子四、四四〇円となつています。更に産業別に賃金の高いものからみますと男女共に林業及び狩猟業が最も高く、五、五九〇円と五、五六〇円になつています。ついで、運輸通信その他の公益事業で五、三〇〇円と五、四四〇円、次が公務で五、二九〇円と四、八八〇円です。次は男子の製造業の四、八七〇円、女子の金融及び保険業の四、七一〇円で女子の製造業は四、五三〇円となつています。卸売及び小売業では男子四、八〇〇円、女子四、五四〇円です。最も低いものはサービス業の男子四、二八〇円と女子四、三三〇

円です。

一八歳未満の労働者の職種別平均賃金を労働統計調査部「職種別等賃金実態調査結果報告書」（昭和三二年）にみると事務職員（産業平均）男子が五、七三九円、女子五、二四九円であります。製造業では、鑄物工（男子）、旋盤工（男子）、プレス工（男子）それぞれ六、三六一円、六、三五六円、六、五六七円で技能工では職種による格差は小さくなっています。

## 四、年少労働者の保護状況

### (1) 年少労働者に関する労働基準法違反状況

年少労働者は発育期にありますので 労働基準法では特別に保護を与えています。しかし、中小零細企業が多く労働者数一〇〇人未満の事業場が九八・六%を占めるわが国では、その労働条件、労働環境、福利厚生施設等の向上、整備には企業の体質改善等多くの問題が含まれております、労働基準法に定める最低基準に達するには困難を伴う場合がみられます。

労働基準局の調べによりますと、昭和三三年に監督を実施した事業場数は、一六八、三九七で、このうち定期監督によるもの一一三、九五一事業場、労働者の申告により監督を実施したものが二六、三三九事業場、前に違反のあつた事業場について違反の是正状況を再び監督したもの二九、四四一事業場であります。

定期監督実施事業場ではその六七・九%の事業場が違反し、更に再監督実施事業場ではその四一%が部分的にあることは全く是正しておりませんでした。年少労働者に関する違反は延二二、〇七三件でした。これら違反の内容をみま

すと最低年齢未満の者を許可を受けずに働かせていたものが三九五件、法に定められた時間を超えて働かせたもの一二、一四六件、法に定められた休日を与えたもの七、六三四件、深夜業をさせたもの一、三六〇件、法で就業を制限してある危険有害業務につかせていたもの四九〇件（成年女子も含む）坑内労働をさせていたもの四八件（成人女子も含む）となつており、労働時間、休日に関するものが最も多く、あわせて全体の八九・六%を占めています。

## (2) 年少労働者の労働災害

労働基準局の調べによりますと昭和三二年に発生した年少労働者の労働災害件数（休業一日以上の死傷件数）は二〇、二八件で成人、年少労働者全体の件数五一六、一〇二件の三・九%にあたります。これを産業別にみると最も多いのが、製造工業の一六、四二八件で八二%を占め、ついで建設事業が、一、四七一件（七・三%）、運輸事業が五九六件（三・〇%）、鉱業・土石採取業が四〇〇件（一・〇%）、貨物取扱事業が三一九件（一・六%）等となっています。しかし、死傷災害発生率（死傷件数をその業種に従事する労働者数で除して千人率）からみますと貨物取扱事業が最も多く一一七・一、建設事業では七五・〇、鉱業・土石採取業六九・三であり、これらは全業種平均（年少労働者のみ）の二一・四にくらべ非常に高率を示しています。

年少労働者は成長期にあり、その身体的、精神的特質を考え特に労働基準法では危険有害業務の就業制限や、労働時間の制限、深夜業の禁止などを行い、直接的な危険や、疲労などから派生する災害等から保護していますが、それでも災害は年々漸増の傾向を示し、その増加率は成人労働者の場合より高くなっています。ちなみに、三年前の昭和二九年を一〇〇としますと昭和三二年には成人労働者は一一〇、年少労働者は一四九・二であり年少労働者の方が増加が著しくなっています。死傷災害発生千人率からみても同じく三年前の年少労働者は一八・一であつたものが、昭

和三年には二一・四と増加を示し、成人労働者では四一・〇であつたものが、三三・一と減少を示しています。

つぎに事業場の規模別に災害の発生状況をみると、一〇〇未満の事業場の死傷災害発生千人率は、昭和二九年が四〇・九、昭和三〇年四一・七、昭和三一年四四・七昭和三二年四九・二と年々増加を示していますが一〇〇人以上の規模の事業場では昭和二九年には三〇・二であつたものが、漸次減少の傾向をたどり、昭和三二年には二〇・〇となつており、事業場の規模別によるひらきは大きくなりつつあります。年少労働者の六五・三%が一〇〇人未満の規模の事業場に働いていることからしても、中小零細企業における災害増加の趨勢は警戒を要するものであります。

一方災害を受けた年少労働者の医療費の負担状況をみると婦人少年局の年少労働実態調査では、労災保険によるものが六五・三%、事業主負担が二四・四%、年少労働者自身が負担したものが一〇・三%となつています。そして、事業場の規模が一〇〇人以上では七〇%以上が労災保険によつていますが、規模が小さくなるにつれ労災保険によるものが少くなり、一〇人未満の規模では、四五・八%に減少し、事業主負担、あるいは年少労働者自身が負担する場合が増加しています。

### (3) 週休制の実施状況

問屋、商店等における使用関係は、身分的従属の色彩が強く、加えてその業態から来る制約もあり、近代的な意味での使用関係以前の状態に置かれていたのが実情であり、従つてここに働く労働者は低賃金、長時間労働はやむを得ず、加えて休日は少く、更に戦後は、いわゆるのれんわけ制度も存在しなくなり、将来性もないという極めて恵まれない労働条件のもとにおかれていきました。ちなみに婦人少年局の「物品販売業における年少労働実態調査」（昭和三二年五月）によれば一〇人未満の規模の物品販売業（年少者を雇っているもの）では、五九%が一ヶ月に一日以下の休日しか与えていませんでした。また、拘束時間（労働時間と休憩時間をあわせたもの）が九時間以下の事業場は、

二三・一%にすぎず一二時間を超えるものが一三・八%であります。年少者の平均手取賃金は通勤で四、六三一円、住込みで二、八九六円です。このような労働条件のため、一般に労働力過剰といわれるなかにありながら、問屋・商店等への就職希望者が少くなり、求人難の現象があらわれはじめました。ここに労働条件改善の一環として、とりあげられたのが週休制です。

昭和三一年五月大阪の問屋街が毎日曜日一斉休日を実施したのをはじめとし、名古屋、岐阜の織維問屋街、東京日本橋問屋街では昭和三二年九月一日から一斉休日実施と、全国的に週休制実施の機運が高まり各地でつぎつぎと実現されています。

労働基準局の資料から、問屋、商店等の週休制実施状況をみます、昭和三四年四月現在で全国の実施団体（同業組合、商店会、問屋街等）数は六、七一六で事業場数四〇一、〇〇〇〇、労働者数九六五、八四七人となっています。業種別にみると問屋、小売業、理容・美容業が多く料理飲食、クリーニング、浴場、旅館、マッサージ業なども実施しています。

商業、接客・娯楽業に働く年少者は約二一万人で年少労働者総数の一割強を占めています。この制度がこれらの業種に働く年少者の保護に与える影響は少くないと考えられます。また、この制度の実施に伴い、これら年少労働者の余暇時間のすごし方、あるいは福祉施設の設置等が問題としてとりあげられてきています。

## 五、年少労働者の教育、訓練

### (1) 年少者の職業訓練

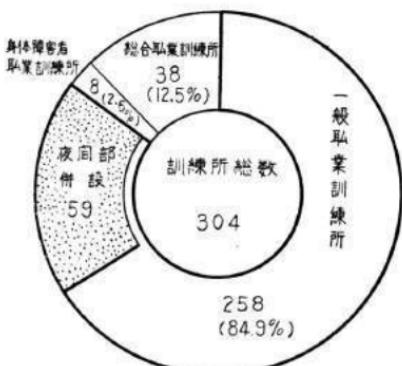
年少者が有能な労働者となるためには、就職する前に、又就職した後において必要な知識技能を習得し又向上させるための職業訓練を受けることが望ましいことです。年少者は職業訓練法に基いて公共職業訓練又は事業内職業訓練を受けることができますが、その概況は、次のとおりです。

### 1 公共職業訓練

求職者で技能の習得を希望するもののため職業訓練施設として都道府県が設置している一般職業訓練所は、全国で二五八カ所あります。このうち夜間部も併設されているものが五九カ所です。また労働福祉事業団の設置する総合職業訓練所は三八カ所あります。[\[13図参照\]](#) 身体障害者職業訓練所は国が設置し、都道府県が運営するものですが、これは八カ所があります。これらの施設への入所者は一八歳未満の年少者が多くなっています。昭和三二年度の入所者についてみますと、一般

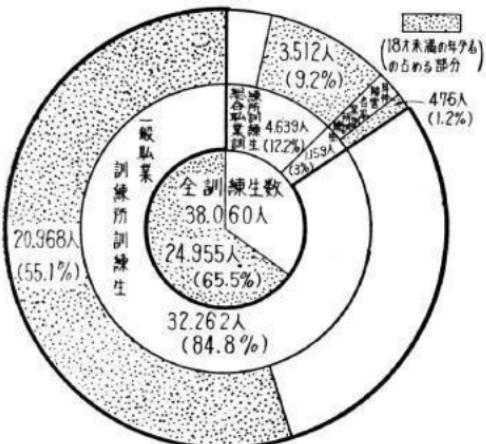
職業訓練所へは三一、二六二人でこのうち六五%の二〇、九六八人が年少者です。総合職業訓練所には四、六三九名が入所していますが、このうち七六%の三、五一二人が年少者です。身体障害者職業訓練所への入所者は一、一五九人で年少者は

[13図] 公共職業訓練所数



職業安定局調(昭和34年)

[14図] 公共職業訓練生数



職業安定局調(昭和32年度)

比較的少く四一%で四七五人です。〔14図参照〕 訓練修了者はその殆んどが就職しております。

## 2 事業内職業訓練

雇用労働者の技能の向上のために事業主が行う職業訓練に事業内職業訓練制度があります。昭和三十三年七月一日現在では、事業内職業訓練を実施している単独実施事業場数は四九五、共同実施団体数は六六五で、訓練生数は单独で二〇、一七四人、共同で四二、四八五人で総数六一、六五九人となっています。職業訓練法施行以前の技能者養成実施状況については、昭和三十二年十二月末日現在で単独実施事業場数は六〇七、共同養成体数は六六一で、養成工数は単独で一七、八二七人、共同で三八、五九一人で総数五六、四一九人となっています。単独実施場事業は従前に比較して一八・二%の減少、共同団体数では〇・四%の増加を示し、訓練生数は、従前の養成工数に比較して単独で一三・一%、共同で一〇%の増加を示しております。

職業訓練法制定後、事業内職業訓練となつてからの十八歳未満の訓練生数については、不詳ですが、前記の技能者養成状況では、十八歳未満の年少者が三一、八六五人で総数の五六・四%を占めており、このうち、共同養成体のものが一八、二三八人、単独の事業場のものが一三、六一七人となつており、事業内職業訓練においても十八歳未満の訓練生は過半数を占めておることと思われます。

事業内職業訓練をおこなう事業場の規模については、従前の技能者養成におけるように小規模のものが圧倒的に多いと思われる所以で、大企業のみならず中小企業に働く年少者にとって事業内職業訓練制度は技能向上のために極めて重要なものと云えましよう。

### (2) 私企業での年少労働者の教育

年少者を多数雇用する事業場では、附属性教育施設を設け年少者の教育に当つているものが少くありません。その内

容は、教養、知識をひろめるための基礎的学科を教えるものから、事業場のより直接的利益を目的とした珠算、簿記、語学等や、職場での作法などを教えるもの、あるいは家政、和・洋・裁縫、手芸、茶華道、書道、絵画、音楽など多分に趣味的な情操教育まで多種に亘り、その施設も立派な高等学校（定時制課程）として校舎をもつものから各種学校あるいは塾などと多様であります。婦人少年局の調査結果（昭和二十九年）によりますと附属高等学校（定時制課程）を設けている事業場は全国で一二一あり、各種学校の認可を受けた施設をもつものは二六五あります。各種学校として設けてあるものは主に女子を対象としたものが多く、結婚生活に入るまでに身につけることが一般に慣習となつている家政、裁縫などを中心に、事業場が必要とするこことをも織り込んだ教育となつています。なお附属各種学校の過半数は紡織業で占められています。

比較的規模の小さい事業場では塾を設けたり、講師を依頼したりしています。これは労働者の希望をいれて設けた場合が多いようです。しかし事業場に教育、訓練等の施設があつて、そこで学びながら、なおその上、高等学校定時制課程などに学ぶというものがみられます。これは「社会一般に通用する公的な資格が欲しい」、「限られた職場環境の中にもと立ちこもらず、さまざまな境遇にある学友を通じ多くの面から社会に接触し学びたい」、「与えられる教育訓練以外のものも学びたい」などの理由があげられ、現在事業場の施設だけで学んでいるものでも、このような希望をもつてしているものが少くありません。事業場がそれ独自の立場から発展し地域社会との連けいをどのようにすすめるかが今後の課題として残されましよう。

### (3) 年少労働者の私生活での勉学状況

事業場に教育、訓練の施設をもたない場合など、年少労働者の中には自らすんで勉学の機会と場を求めて、高等学校定時制課程、各種学校、通信教育などに労働の余暇時間をあてています。

高等学校定時制課程には昼間部、夜間部、昼夜間部などありますが、都市の年少労働者は、夜間部に通学する場合が多く、交替制勤務の場合などには昼夜間部に通学しています。農、山、漁村の農林業、漁業、水産業等に従事する年少者は仕事の繁閑、天候、季節などにより、昼間部、昼夜間部に通学しています。文部省の学校基本調査（昭和二年）によると、定時制課程をもつ高等学校は全国に一、八五六校あり、その分校は一、一八九校あります。ここに学ぶ生徒の数は、無職者も含めて五四万人に及んでおり、この在学生徒総数は毎年ほぼ一定しています。しかし、中学校を卒業して新たに就職しつつ進学する者（高等学校定時制課程のみ）は年々減少の傾向を示しています。昭和二八年には卒業者の四・四%、七万六千人が就職して進学していますが、漸次減少し昭和三三年には卒業者の三・一%、五万八千人になっています。

高等学校定時制課程への通学が困難な場合には高等学校通信教育を受けることができます。

この学校は全国に六八校あり各都道府県に一校以上設置されています。ここに学ぶ生徒は年少労働者だけではありませんが、その数は年々増加し昭和二九年設置当時の四万人から昭和三三年度には六万人余りになつております。時間的拘束を受けないこの制度は、今後ますます普及されてゆくものと思われます。定時制課程や通信教育制度は高等学校に学ぶことをねがう年少労働者に喜びと希望をもたらしていると云えましょう。

各種学校は昭和三二年度には全国で約八千校（分校も含む）あり、うち夜間授業を行うものは約五千八百校あります。年少労働者はこれらの施設を利用することができるわけですが、各種学校はその九五%余りが私立でありその経営上都市に集中しており種類も多い反面、地方の町村に働く年少者は希望する学科が学べないという問題があります。

## 六、年少労働者と福祉

### (1) 福祉施設の設置状況

大企業においては、労働者のための福祉施設が比較的に完備されているが、中小企業においては概して貧弱であります。然るに、最近福祉施設の乏しい中小零細企業に働く者のために余暇善用等のための施設の必要性が強く考えられてきました。これらの施設は、殊に年少者が健全な成長をとげるために欠くことのできないものと思われます。最近では地方公共団体あるいは地域別の業者団体が、積極的にこれらの施設を設置しようとする傾向がみられ、すでに具体的な成果をあげているものもみられます。

最近、これらの福祉施設について婦人少年局が把握したところによりますと、共同宿舎を建設し、これに休養、娛樂、体育施設を設けたものが四カ所、休養、教養、娛樂、体育、宿泊、集会等のための施設を新設したもの、あるいは既存施設の開放、転用、改造などしたものが二七カ所、既存施設に休養、教養、娛樂、運動、集会等の設備を併設し利用に供したもののが四カ所です。

なお、右に掲げた福祉施設の中に、愛知県労働青少年ホームがありますが、これは国が県に対して三分の一の額を補助して建設したもので、中小企業に働く年少者の教養、レクリエーション等余暇善用のための施設であり、併せて、県が宿舎その他の福祉施設を完備しない事業所に就職した年少者のための寄宿舎を併設しています。建物は鉄筋コンクリート四階建で延一、三五〇坪となっています。

年少労働者のために出身県が経営する寄宿舎または一時宿泊施設を設けているものもあります。京浜地区に就職し

た者のため東京都内に五カ所（四県）、阪神地区に就職したもののために大阪府内に九カ所（九県）、奈良県に一カ所（一県）設置されています。

なお、また、同業者団体が共同給食設備を設けたものも八カ所みられます。

## （2）福祉増進の状況

### イ、映画割引き

年少労働者の娯楽の主なものは、スポーツ、読書、ラジオ、テレビ、映画などですが、なかでも映画は多くの年少労働者が楽しみにしています。婦人少年局の調査（昭和三一年）では、年少者が映画を見る回数は、月二回が最も多く三〇・一%、ついで月一回が二八・六%、月三回の一四・四%で全くみないというものは六%にすぎないという結果が出ています。従つて良い映画をみると情操教育上、あるいは教養、知識の向上のためにも重要なものと考えられます。しかし、一般に収入の少い年少者にとって、映画料金はかなりの負担であり、学生並みに割引きしてみせることについてはしばしば検討されてきたものであり、週休制の実施と共に現在では、映画興行団体等の協力をうけ多くの地域で年少労働者の映画料金割引きが実現し、好結果を挙げています。

現在県単位で学生並みの割引きを実施しているのは東京、和歌山、大分、鹿児島の四都県でありこの他、市単位、あるいは監督署単位、業者団体など県内的一部で学生並みの割引きを実施している所は、九道府県、二七三割引きを実施している所は七府県にあります。

年少労働者であることの証明書の交付機関としては婦人少年局または、都道府県労働基準局（労働基準監督署）がこれに当つているものが多く、都道府県青少年問題協議会、労働基準協会、働く年少者の保護福祉協会等の団体がこれに当つている場合もあります。そして、事業主から、商工会議所、工業会、商店会等の業者団体を経てこれらの機

関に証明書の申請がなされる場合が多くなっていますが、区役所の市民課、婦人少年室協助員などを経て申請しているところもあります。

#### ロ、三角定期券の実施

働きつつ学ぶ年少者が通勤、通学する場合、それに要する交通費は、通勤定期乗車券あるいは通学定期乗車券一枚ですむものもありますが、自宅から勤務先までの通勤定期乗車券と、学校から自宅までの通学定期乗車券の他に更に勤務先と学校との間の定期乗車券をも必要とする場合が多く、この区間は大方は普通定期乗車券を使用しなければなりません。通勤、通学定期乗車券より割高な普通定期乗車券を使うことは経済的に恵まれない勤労学生、生徒にとって大きな負担であり、通勤、通学定期乗車券だけを使用することは、時間的に余裕がないこれらの生徒にかなりの苦痛を与えていました。この問題の解決策としてできたのが三角定期券でありつまり自宅、勤務先、学校、自宅と三角形に使用できる割引き定期乗車券です。

昭和二五年四月一日京都市の市電に実施されたのははじめとし昭和三二年末現在では東京都他、仙台、神戸、広島、熊本、鹿児島などの一一市で、都電、市電、私電、市バス等が実施しており他に六市においても計画が促進されています。

#### ハ、働く年少者のグループ活動

働く年少者の間にグループ結成の気運がみえたのは昭和二六年頃からで、特に活発になつたのは昭和三〇年以降になります。昭和三三年末現在これらのグループは七八で参加人員は五、一四〇人に及んでいます。年少者が自分の働いている職場外で自発的に集つて作られたものは四一、職場内で自発的に作られたグループは一四、また特定の指導者の促進のもとに作られた職場外のグループは一五、同じく職場内のものは八であります。

これら、全グループの八割弱は何らかの助言指導者を得ており、それには、職場内のグループでは職場の長上が当

つてゐる場合が多く、職場外のグループでは、労働関係行政機関、婦人少年室協助員、教師、教育委員会事務局社会教育課、公民館主事、商工会議所役員、労働組合役員、キリスト教団体など、各界の人々が指導助言に当つています。

これら年少者のグループは何らかの点で共通の立場にあるものの集りであることが多く、同一地域の青少年の集り、職業訓練生あるいは通信教育受講生など同学のものの集り、生活文受賞者の集り、店員の集り、住込み店員の集り、織子、女中など同一職種のものの集りなどで、会員相互の親睦と向上を目的としたものが最も多く（四一）加えて悩みごとの話し合い、励まし合いなどとなつています。レクリエーションだけのグループ（七）もあります。会費は殆んどが一〇〇円以下で、会費なしというものの（一五）もみられます。

### (3) 年少労働者福祉員の活動状況

中小企業においては、大企業に比較して労働条件及び労働環境が悪く、又、教養、娯楽、宿泊等の福利厚生施設も貧弱で、福祉の上でも恵まれていないので、新規採用が困難である上離職者も多い等の理由で、最近事業主側において労働条件及び労働環境の改善のみならず、福祉の増進が図られるようになつてきました。都市における商店連合会等の中小企業団体が、春秋の旅行、慰安会、講習会等を実施したり、共同宿泊施設の設置を計画したことはその傾向の現われと云えます。

このように中小企業団体において福祉増進の機運が醸成されてきましたので、更にこれを助長促進するため、昭和三十三年五月、労働省婦人少年局は、都市地域における問屋連盟、商店連合会等の中小企業団体や、同業種の企業が密集している生産地の中小企業協同組合に、年少労働者福祉員を設置するよう勧奨することとし、着々その実現をみております。昭和三十四年四月現在では全国で二三三名の設置をみておりますが、月を追つて増加し、これらの年少

労働者福祉員が中小企業団体において年少労働者のために行われる福祉活動には大いに期待されるものがあります。年少労働者福祉員が中小企業団体に置かれてから、その熱心な活動により、働く年少者のつどいや座談会を開いたり、映画鑑賞をしたり、卓球台を備えつけたり、女子のための料理研究会や活け花、お茶、和裁等の講習会を開いたりするようになつたところがあります。年少労働者福祉員の業務としては、余暇善用、保健衛生、生活相談、教育訓練等各般にわたつていますが、その活動は手近な実施し易いものから漸次各方面に及ぼされてゆくことでしょう。

また、年少労働者の福祉増進にあたつては、地域社会の協力が必要とされるので、別に年少労働者福祉増進連絡協議会を設置して年少労働者福祉員の活動に対し協力援助することとしたのですが、これも必要に応じて漸次設置されており、年少労働者福祉員制度と相まつて、年少労働者の福祉増進に寄与しています。

## 七、そ の 他

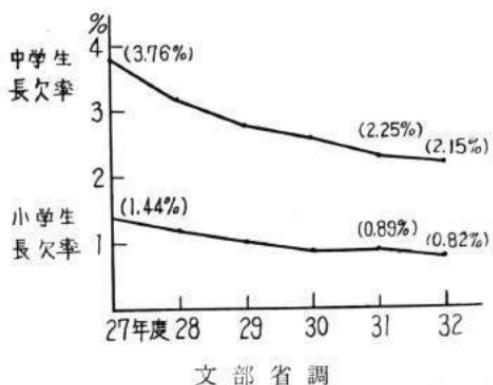
### (1) 義務教育過程における長期欠席就労児童

文部省における長期欠席児童生徒調査において長期欠席者とは、四月の学年始めから、翌年三月の学年終りまでの間に連續又は断続して五〇日以上学校を欠席した児童生徒をさしますが、昭和三十二年度の調査によれば、小学校は一〇五、〇六九人、中学校は一一八、三八八人で、欠席率はそれぞれ〇・八一%、二・一五%となつており、特に中学校の方が長期欠席者数が多く、欠席率も高くなっています。然しながら、小学校及び中学校においては、ともに毎年漸次減少の傾向を示しております。  
〔15図参照〕

これらの長期欠席者の欠席理由については、同じく昭和三十二年度の調査によれば、小学校においては、本人に

多岐にわたっています。

[15図] 小学校、中学校児童・生徒の長期欠席率



よるもの六八、八九〇人、家庭によるもの三六、一七九人、中学校においては、本人によるもの五二、四八〇人、家庭によるもの六五、九〇八人となつておらず、特に中学校において家庭によるものが多くなっています。更に、中学校における本人によるもののうちで、本人の疾病異常が二八、九二九人、学校嫌い一九、五〇六人、その他四、〇四五人、家庭によるものうちで、家庭の貧困が三五、二八九人、家庭の無理解が二二、五六二人その他八、〇六二人となつております。疾病異常を別にすれば家庭の貧困、家庭の無理解、学校嫌いの順になつています。従前の調査によれば、これらの家庭の貧困、家庭の無理解、学校嫌いの理由による者の殆どが事業所に勤務し又は家業（事）の手伝いをしていると思われます。

これらの長期欠席者のうち、事業場に勤務している者については、殆どが労働基準法によつて就業禁止をさせられている者であり、漸次その数は減少しているとは云え、依然として解消しない現状に鑑み、労働省を始め関係当局においても対策を講じてきましたが、更に昭和三十三年六月、労働省婦人少年局において最低年令（十五才）未満の長期欠席就労児童対策要綱を定め、婦人少年室協助員の活動によりケースワーカとしてこれら等の長期欠席就労児童の就労防止並びに保護を図つてきましたが、着々その成果をあげております。

本年三月現在ではその数は二九八人達していますが、その就業形態としては、農業（手伝・子守）、漁業（手伝）、商業（店員・配達等）、飲食店、鉱業（採炭・水洗）、繊維工業（工員）、食品加工業（配達）、一般家庭（女中・子守）等

## (2) 検挙状況からみたいわゆる人身売買

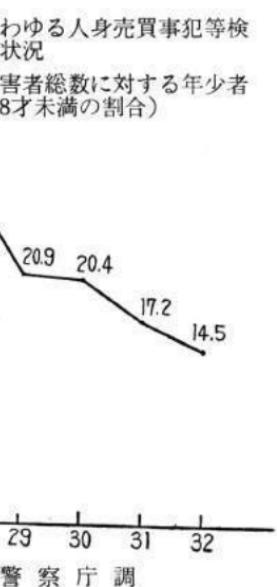
警察庁の調べによりますといわゆる人身売買事犯等の被疑者として、昭和三二年に検挙された者は、一一、七〇五人でその被害者は一六、六八一人です。このうち一八歳未満の被害者は、二、四二七人で全被害者の一四・五%を占めています。

〔16図参照〕また全被害者を男女別にみると男

一一三人、女一六、五六九人であり、一八歳未満の被害者は男四五人、女二、三八二人となつており、被害者の殆どが

女です。被害の内容も、売春等淫行に關係のあるものが九五

・三%を占め一八歳未満の被害者の場合でも八四・七%を占めています。



被疑者数も被害者数とともに年々増加を示しており昭和二

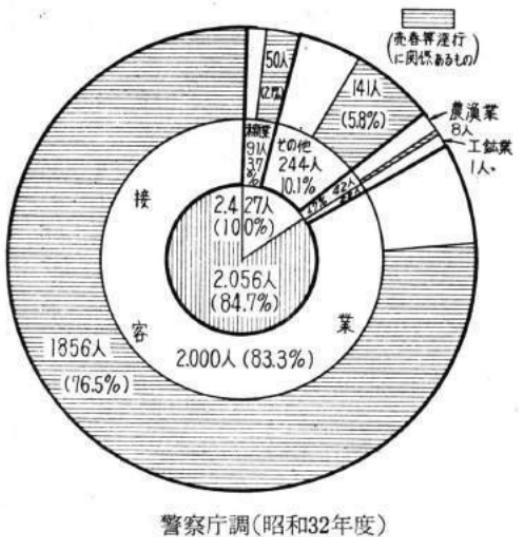
八年を一〇〇としますと、昭和三二年には被疑者二二一、被害者二三〇と二倍余りにもなっています。但し、一八歳未満の被害者については昭和三〇年の一三九をピークに昭和三一年には一一六と漸次減少をみせていました。

昭和三一年の被疑者について、その適用条文別にみると、職業安定法に関するものが最も多く五、三一八、となつておりなかでも多いのは、「第六三条、公衆衛生、公衆道德上有害な業務への紹介募集、精神身体の自由を拘束する手段による紹介募集」で四、三六三「第三一条第一項、有料紹介事業」が六五二などとなっています。次に多いのは勅令第九号違反の四、六二〇でこれは「第二条、売淫内容の契約」四、三一七と「第一条、困惑させて売淫させる行為」三〇三であります。児童福祉法にふれるものは二、八七〇で「第三四条第一項第六号、児童に淫行させる行

「二、〇九一「第三四条第一項第七号、淫行させおるそれある者に児童を引渡す行為」六七七となつています。労働基準法違反は一、〇〇八で「第五条、強制労働」二二「第六条、中間搾取」三六九などがあり、刑法にふれるものは三九四で「第一八二条淫行勧誘」の一七七「第二二五条、營利猥せつ等の目的による略取誘拐」一五三「第二三四条、未成年者略取誘拐」一九などです。また地方条例違反が一、四四〇でこのうち売春婦を管理下に置く行為が約半数の七一一であります。

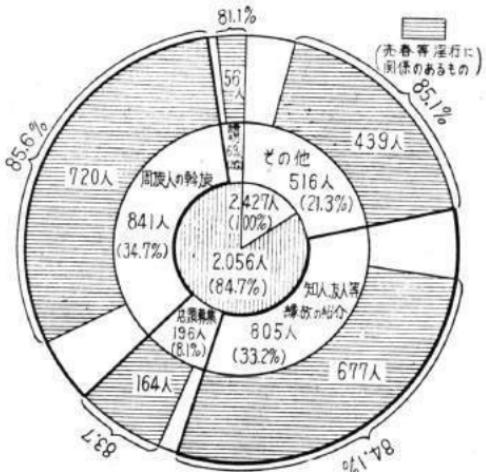
つぎに一八歳未満の被害者二、四二七人についてみると、その就業先は、接客業が最も多く八三・三%と殆んどを占めており、工鉱業、農漁業、その他で一三%、未就業が三・七%となつています。「17図参照」これら被害者の

[17図] いわゆる人身売買等被害者の就業先  
(18才未満)



警察庁調(昭和32年度)

[18図] いわゆる人身売買等被害者の経路  
(18才未満)



警察庁調(昭和32年度)

就業の経路をみますと周旋人のあつ旋による場合が最も多く三四・七%、知人、友人等の縁故の紹介三三・一%、店頭募集八・一%、誘拐二・八%その他となっています。〔18図参照〕また被害者の前の職業をみると無職が最も多く三六・九%、接客業二一・六%、農業九・三%、商工業五%、日雇二・五%などとなっています。〔19図参照〕

### (3) 少年犯罪と年少労働者

警察庁の調べによりますと、昭和三二年の少年（二〇歳未満）が罪を犯した疑いから（刑法犯）検挙された人員は一一万四千人でその罪種には窃盜が最も多く五一・四%を占め、ついで粗暴犯の二五・九%、凶惡犯の四・八%、その他となっています。

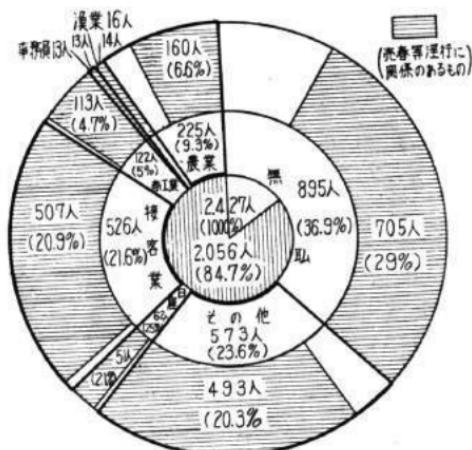
〔20図参照〕

これら少年被疑者のうち職業についているものは、五万六千人余りで四九・四%を占めています。職業別にみると労務者が最も多く一万七千人余りで次いで商店の従業員等で約一万四千人、官公庁職員、興行遊芸人、職人等の勤人又は自由業が四千六百人となっています。〔21図参照〕

この有職少年被疑者の罪種をみると、窃盜二万三千人、粗暴犯一万六千人、凶惡犯約三千人となつております（学生を含む）にくらべ窃盜が幾分少く、粗暴犯、凶惡犯がやや多くなっています。〔22図参照〕

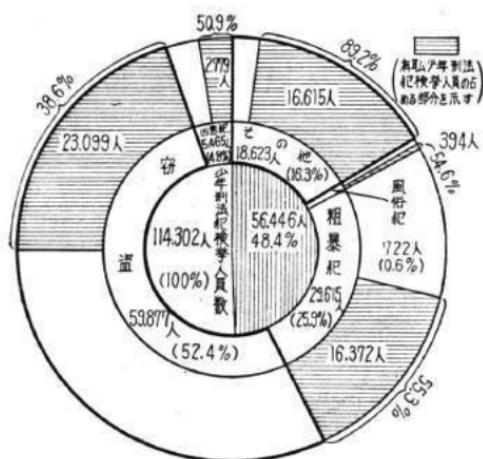
少年被疑者の全刑法犯被疑者中に占める割合は二一%ですが、これを包括罪種別に少年の占める割合の高いものからみますと、凶惡犯が最も高率を占め三七・八%を示し、ついで窃盜の二九・三%、粗暴犯の二〇・八%、風俗犯

〔19図〕 いわゆる人身売買等被害者の前職業  
(18才未満)



警察庁調(昭和32年度)

[22図] 少年犯罪(刑法犯)包括罪種別職業の有無別検挙人員数



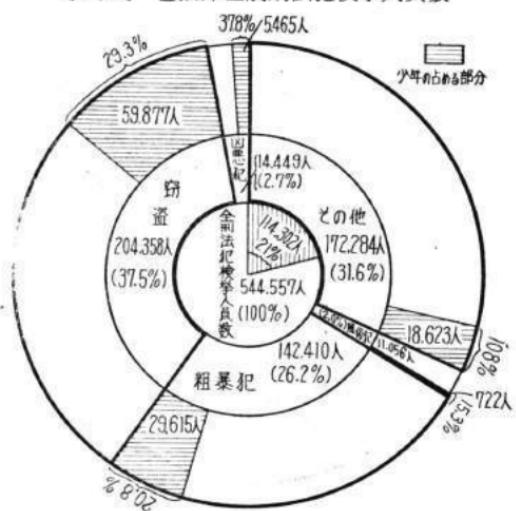
警察庁調(昭和32年度)

[20図] 少年犯罪(刑法犯)包括罪種別検挙人員数



警察庁調(昭和32年度)

[23図] 包括罪種別刑法犯検挙人員数



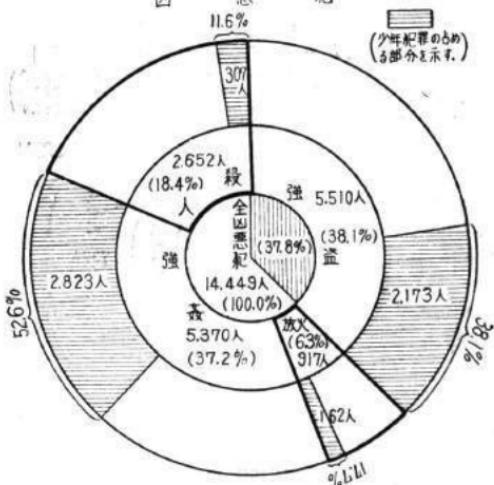
警察庁調(昭和32年度)

[21図] 職業別少年犯罪(刑法犯)検挙人員数



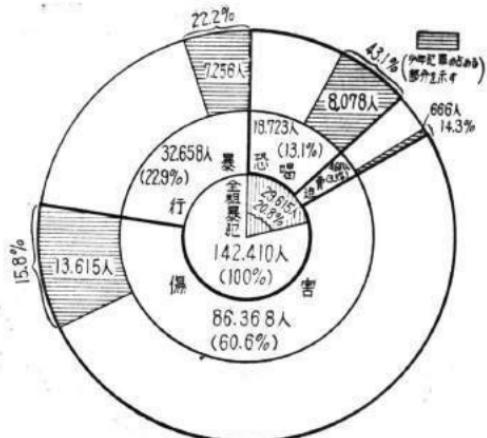
警察庁調(昭和32年度)

[24図] 囚 惡 犯



警察庁調(昭和32年度)

[25図] 粗 暴 犯



警察庁調(32昭和年度)

の六・五%となっています。[23図参照] 囚犯、粗暴犯について更に詳しく各罪種別にみますとまづ、囚犯では殺人は成人被疑者の一一・六%で比較的少いが、強姦は、五一・六%と少年被疑者の方が多くなつており、強盗は三八・一%でこれも少くありません。放火は六・三%ですと少くなっています。[24図参照] 粗暴犯のうち恐喝は少年被疑者が、比較的多く四三・一%を占め、暴行は二二・一%傷害は一五・八%、脅迫は一四・三%を占めています。[25図参照]

少年被疑者の全刑法犯被疑者に対する割合の推移をみると昭和二九年には一七・五%であつたものが昭和三〇年には一七・三%、昭和三一年には一九・一%、昭和三二年には二一%と増加の傾向を示しており、更に少年被疑者数の増減の程度をみますと昭和二九年を一〇〇として昭和三〇年には一〇三、昭和三一年には一〇七、昭和三二年には

一二一とかなりの増加をみせて います。更にまた凶悪犯は急激な増加を示し五、四六五人と前年より一二%の増加となつて います。

附表 都道府県別、規模別、労働基準法適用事業場年少労働者数  
(昭和34年1月1日現在)

区分	総計	5人未満	5人～10人未満	10人～30人未満	30人～100人未満	100人～300人未満	300人～1,000人未満	1,000人以上
全 国	1,000,106	122,960	115,041	206,579	217,368	153,431	108,918	75,809
北海道	31,702	6,052	5,567	8,639	5,688	3,314	1,747	695
青森県	4,818	996	1,085	1,292	1,067	311	67	
宮城県	5,662	1,719	1,104	1,167	827	525	218	102
秋田県	7,051	2,073	1,095	1,226	1,384	788	438	47
山形県	4,848	1,665	854	849	674	554	252	
福島県	8,136	1,901	867	1,445	1,956	1,171	792	4
茨城県	11,499	2,988	1,317	1,921	2,002	1,543	1,145	583
栃木県	11,074	1,525	1,361	2,460	2,301	1,565	681	1,181
群馬県	11,193	1,450	1,094	2,086	2,390	1,661	1,601	911
埼玉県	16,829	2,431	1,863	3,568	3,840	3,204	1,748	175
千葉県	28,137	3,203	3,032	5,493	6,735	4,975	3,848	851
東京都	11,619	1,536	1,265	2,669	2,849	1,288	1,514	498
神奈川県	121,989	12,137	17,502	27,366	29,883	18,135	9,509	7,457
新潟県	48,018	4,759	3,846	10,924	10,768	6,603	4,487	6,631
富山県	20,526	3,294	2,758	4,942	4,718	2,811	1,582	421
石川県	12,475	1,148	1,017	1,868	1,600	2,050	3,336	1,456
福井県	9,701	977	737	2,218	1,845	1,558	1,535	831
長野県	8,007	1,074	512	799	1,235	1,706	1,626	1,055
岐阜県	5,325	1,029	916	992	1,255	847	286	
愛知県	17,141	2,302	1,741	3,265	3,757	3,405	1,879	792
三重県	23,160	2,374	2,065	3,992	3,996	3,703	3,309	3,721
滋賀県	41,144	5,042	4,885	8,496	8,911	6,170	4,773	2,867
京都府	121,080	6,823	11,014	22,106	26,135	24,608	17,543	12,851
大阪府	19,130	1,604	1,702	3,387	3,862	2,491	2,345	3,739
兵庫県	14,969	2,464	1,665	2,113	2,119	2,005	3,118	1,485
奈良県	31,046	4,232	3,767	7,140	6,454	4,873	2,436	2,144
和歌山県	123,590	9,833	12,265	26,089	31,197	20,576	15,115	8,515
福岡県	55,682	6,371	4,019	10,362	11,923	8,528	7,669	6,810
大分県	6,096	827	773	1,276	1,362	1,084	526	248
熊本県	8,823	1,217	1,293	2,666	1,609	1,142	814	82
鹿児島県	2,345	390	447	422	373	405	299	9
宮崎県	3,700	731	586	929	418	474	6	556
鹿児島県	18,910	1,576	1,384	3,029	4,186	4,518	3,082	1,135
宮崎県	23,756	2,910	2,130	4,723	6,273	3,944	2,217	1,559
鹿児島県	11,041	2,048	1,651	2,849	2,287	1,193	604	409
鹿児島県	4,893	460	494	559	808	1,081	1,108	383
鹿児島県	7,241	1,377	1,083	1,515	1,686	745	808	27
鹿児島県	12,490	2,181	1,848	2,674	2,398	1,778	1,217	394
鹿児島県	3,337	703	942	649	306	224	513	
鹿児島県	30,090	6,127	4,696	6,311	6,352	2,454	1,249	2,901
鹿児島県	6,327	2,025	761	1,332	1,150	320	707	32
鹿児島県	9,704	1,651	1,302	2,290	2,411	1,212	282	556
鹿児島県	8,298	1,963	1,420	1,658	1,109	754	493	901
鹿児島県	5,158	998	733	1,457	1,152	413	149	256
鹿児島県	5,621	1,199	1,064	1,243	985	362	229	539
鹿児島県	6,725	1,575	1,519	2,123	1,132	360	16	75,809

資料出所 労働省労働基準局(労働基準法適用事業場数及び労働者数)



